

発第523号
令和3年8月25日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」の一部改正について

今般、直送場所の適否にかかる規程整備等の観点から、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」を別紙のとおり一部改正し、令和3年9月1日から実施することとしましたので通知します。なお、本改正に伴う実務運用面での変更はありませんので申し添えます。

改正後の「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 2. (2)を横線のとおり改める。

2. 受直送または直送払を受けるための届出等

(2) 直送場所としての適否の通知

日本銀行は、(1)で届出を受けた取引先の営業所等または委託業者の事業所等を直送場所とすることまたは直送場所を変更することの適否を、取引先に通知します。

なお、受直送または直送払を実施できない特別な事情が生じた取引先の現金の整理や施封状態に問題がある、またはその懸念があるなど、直送場所での貨幣の受払を継続し難い特段の事情があると日本銀行が認めた場合や、2年を超えて受直送または直送払の取扱実績がない場合等には、日本銀行はその直送場所を廃止することがあります。

